平成２１年（フ）第３０１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙135番地
債務者　福田　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川正二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３２２号
三重県四日市市水沢町2610番地、住民票上の住所三重県四日市市八王子町597番地
債務者　小林　美一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６５号
青森県八戸市南郷区大字市野沢字中ノ沢９番地２
債務者　中山　清光
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
青森県八戸市湊高台３丁目16番10号　グリーンパーク湊高台６－Ｂ、前住所青森県八戸市湊高台２丁目７番12号
債務者　泉山　博勝
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
青森県八戸市大字河原木字小田44番地11　金谷小田住宅７号室、前住所岩手県九戸郡洋野町阿子木第13地割26番地２
債務者　林　　貞行
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平５番地22、前住所名古屋市南区観音町９丁目90番地の２
債務者　毛利　　允
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
青森県八戸市大字糠塚字大開12番地131、前住所青森県八戸市大字石手洗字一本木21番地13　ホットハウスＢ号
債務者　沖野　律子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王802番地
債務者　荒川　千穂
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２５１号
新潟県十日町市大黒沢210番地２
債務者　村山　浩之
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
新潟県長岡市大町２丁目３番地33
債務者　長谷川真広
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
新潟県長岡市与板町与板637番地
債務者　山﨑ミサホ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
新潟県長岡市東神田３丁目５番37号
債務者　木山久美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
新潟県長岡市西蔵王２丁目５番９号、住民票上の住所新潟県長岡市豊２丁目４番12号
債務者　廣橋　正弘
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
新潟県長岡市下々条町1110番地３
債務者　桐生恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３１２３号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘18番地１　サンライズ緑ケ丘206号
債務者　岡　　秀樹
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５４号
名古屋市西区那古野２丁目18番７号イナダマンション302号
債務者　かりんＣＡＦＥこと　牟田　康宏
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５５号
名古屋市西区那古野２丁目18番７号イナダマンション302号
債務者　牟田　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部